

○競争入札参加資格者の格付審査基準

(目的)

**第1条** この審査基準は、競争入札参加者の資格及び指名に関する規則（昭和58年規則第21号）第11条の規定に基づく格付け（以下「格付け」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(格付方法)

**第2条** 格付けは、客観的要素による評点（以下「客観点」という。）及び発注者の主観的要素による評点（以下「発注者別評価点」という。）を算出し、建設工事等級別基準数値表（別表）に基づき行うものとする。ただし、当該格付けの対象となる年度（以下「対象年度」という。）の直前の年度にA等級又はB等級に格付けされている者の数値が、当該等級の基準数値に満たない場合は、対象年度から2年度のみ格下げを留保するものとする。

(客観点)

**第3条** 客観点は、建設業法第27条の23第3項の規定による経営事項審査の項目及び基準（平成20年1月31日国土交通省告示第85号）に基づく審査の項目及び基準により算定された建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の規定による総合評定値とする。

(発注者別評価点)

**第4条** 発注者別評価点は、次の各号ごとに得られる点数の合計とする。

(1) 工事施行成績に係る評価点

審査基準年度及びその前年度に施工した工事に係る工事施行成績評定値の工種ごとの平均値に応じて、次の表に定める評価点を付与する。

平均値	59点 以下	60点 ～64点	65点 ～69点	70点 ～74点	75点 ～79点	80点 ～84点	85点 以上
評価点	-40点	-20点	0点	20点	40点	60点	80点

(2) 技術職員数値に係る評価点

建設業法に基づく経営事項審査の技術職員数値の点数に1/2を乗じた点数を付与する。ただし、50点を上限とする。

(3) 若年技術者の育成及び確保に係る評価点

建設業法に基づく経営事項審査の若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況の点数に5を乗じたものを付与する。ただし、10点を上限とする。

(4) 技術者の知識及び技術又は技能の向上に係る評価点

建設業法に基づく経営事項審査の知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況の点数に1/2を乗じた点数を付与する。ただし、10点を上限とする。

(5) 防災協定に係る評価点

防災に係る協定締結の事業所による支援活動実績がある場合、5点を付与する。

(6) 除雪に係る評価点

ア 幕別町（以下「町」という。）の道路除雪業務の契約実績がある場合、20点を付与する。（イとの重複は不可）

イ 町の公共施設除雪業務の契約実績がある場合、10点を付与する。（アとの重複は不可）

ウ ア及びイ以外のその他町内の公共施設除雪業務の契約実績がある場合、5点を付与する。

エ 社会福祉法人幕別町社会福祉協議会が実施する除雪困難世帯の除雪業務の契約実績がある場合、1戸につき2点を付与する。ただし、20点を上限とする。

(7) 新規卒業者の雇用に係る評価点

町内の事業所において、審査基準日前2年間に学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校又は専修学校を卒業した者を常勤の従業員として採用し、かつ審査基準日現在において継続して雇用している場合、5点を付与する。

(8) 障がい者雇用状況に係る評価点

ア 町内の事業所において、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する障害者（以下「障がい者」という。）を現に雇用している場合、一人につき1点を付与す

る。ただし、5点を上限とする。

イ 審査基準日前2年間に町が実施する障がい者の職場体験による受入れをしている場合、一人につき1点を付与する。ただし、5点を上限とする。

(9) 幕別町消防団員の雇用実績に係る評価点

現に幕別町消防団員の雇用実績がある場合、一人につき1点を付与する。ただし、5点を上限とする。

2 前項第4号から第8号までの点数の付与は、競争入札参加資格審査発注者別評価項目申告書を提出した者に対し、行うものとする。

**附 則** (令和3年10月29日要綱基準等第39号)

(施行期日)

1 この基準は、令和3年11月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この基準による改正後の競争入札参加資格者の格付審査基準の規定は、施行日以後に開催する資格審査会においてなされる格付けについて適用し、同日前までの格付けについては、なお従前の例による。

**別表** 建設工事等級別基準数値表

業種 等級	土木工事	建築工事	電気工事	管工事
A	1,000点以上	1,000点以上	870点以上	870点以上
B	800点以上	800点以上	700点以上	700点以上
	999点以下	999点以下	869点以下	869点以下
C	799点以下	799点以下	699点以下	699点以下